

令和6年度 第1回鳥取県男女共同参画審議会

日 時 令和6年5月28日（火）15時～

会 場 鳥取県庁 議会棟3階 特別会議室

1 開会

2 挨拶等

（1）人権尊重社会推進局長 挨拶

（2）委員 自己紹介

3 会長等選任

4 議事

（1）鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の進捗状況について

（2）男女共同参画推進に係る今後の取組について

（3）その他

＜配付資料＞

資料 1 鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画 3年目評価

資料 2 鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画（令和5年度数値目標の達成状況）

資料 3 男女共同参画の推進に向けた令和6年度の取組

資料 4 第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定に向けた流れ

参考資料 1 鳥取県男女共同参画審議会の設置について

参考資料 2 鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画 施策の取組状況（令和5年度）

参考資料 3 男女共同参画意識調査項目（最終案）

出席者名簿

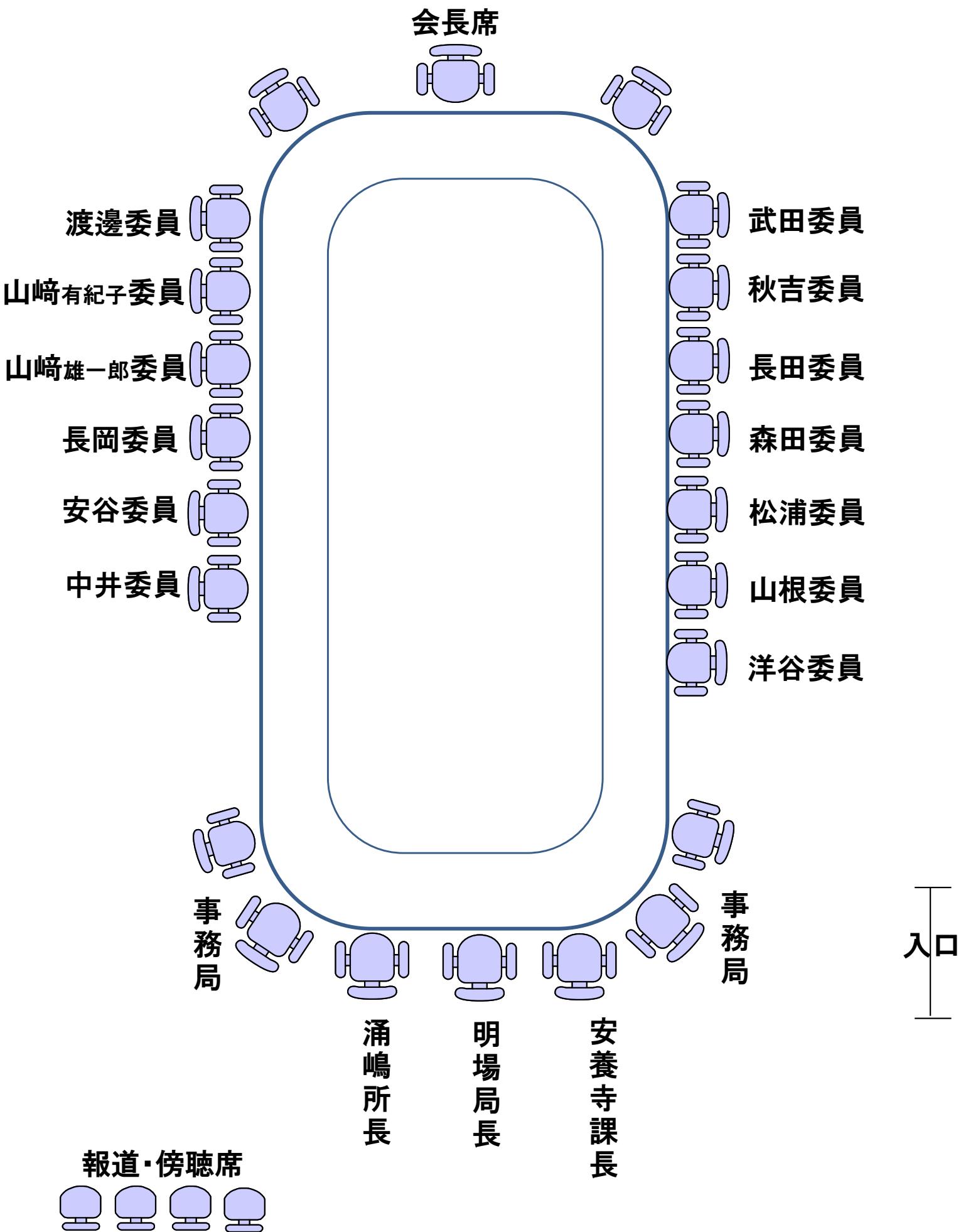
鳥取県男女共同参画審議会委員

	氏名	所属団体、職業、職名等	分野	備考
1	わたなべ 渡邊 太	鳥取短期大学 教授	教育 (教育従事者)	
2	やまさき 山崎 有紀子	鳥取大学ダイバーシティキャンパス推進室 コーディネーター	教育 (若者支援)	
3	やまざき 山崎 雄一郎	鳥取県PTA協議会 副会長	教育 (保護者)	
4	ながおか 長岡 文代	鳥取県連合婦人会 会員 米子市連合婦人会 評議員	地域活動 (男女共同参画推進団体)	
5	やすたに 安谷 潔美	琴浦町男女共同参画推進会議 事務局長		
6	どばし 土橋 周美	鳥取県自治会連合会 副会長 鳥取市自治会連合会 会長	地域活動 (自治会)	欠席
7	ふくだ 福田 靖昌	鳥取県商工会青年部連合会 副会長 害虫駆除ふくだサービス 代表	産業分野 (企業経営)	欠席
8	ふじなわ 藤繩 和彦	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 西部地域協議会 事務局長	産業分野 (労働)	欠席
9	なかい 中井 みづほ	Tottori Mama's 代表	福祉保健 (子育て支援)	
10	たけた 武田 政信	鳥取県農業協同組合中央会 総合企画部長	産業分野 (農林漁業)	
11	あきよし 秋吉 大輔	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 地域福祉部生活福祉資金室副部長	保健福祉 (地域福祉)	
12	さかた 坂田 かおり	部落解放同盟鳥取県連合会 女性部副部長	人権	欠席
13	かたぎり 片桐 千恵子	社会医療法人同愛会 博愛病院 産婦人科部長	保健 (女性の健康)	欠席
14	たなか 田中 或	任意団体ゆるしか 代表	多様な性	欠席
15	おさだ 長田 光彦	鳥取労働局 雇用環境改善・均等推進監理官	行政 (国)	
16	もりた 森田 将悟	大学職員	一般公募	
17	まつうら 松浦 優子	会社員		
18	やまね 山根 美恵	無職		
19	なだたに 洋谷 友子	会社員		
20	すずき 鈴木 健温	学生		欠席

事務局

	氏名	所属、職名
	明場 達朗	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 局長
	安養寺 由佳	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課 課長
	竹内 香菜江	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課 係長
	田中 沙織	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課 係長
	涌嶋 美恵	地域社会振興部 人権尊重社会推進局 男女共同参画センター 所長

令和6年度鳥取県男女共同参画審議会配席図



鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画 3年目評価

令和6年5月28日
女性応援課

令和2年12月に策定した「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の3年目となる令和5年度の取組状況について報告します。

計画の体系

3つの基本テーマ（A 誰もが活躍できる環境づくり、B 安全・安心に暮らせる社会づくり、C 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり）のもとに、6つの重点目標を設け、30項目の取組の方向性に基づき、男女共同参画の推進を図ります。

取組に対する評価

※各取組項目の詳細は参考資料2をご覧ください

30項目の取組の方向性のうち、自己評価は「順調」が6項目、「おおむね順調」が24項目でした。
設定した目標（KPI）に対する主な進捗状況は以下のとおりです。

○目標を達成し順調なもの ※主なもの

・自治体における女性活躍の促進

[KPI] 県の管理的地位（係長級以上）に占める女性割合：

33.3%（R1年度）→37.2%（R5年度）〔目標：37%（R7年度）〕⇒目標達成

・生涯を通じた男女共同参画の学習機会

[KPI] 男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数：

1,482人（R1）→2,079人（R5）〔目標：2,000人（R7）〕⇒目標達成

○目標に向けておおむね順調なもの ※主なもの

・企業における女性活躍の促進

[KPI] 管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合：

〔従業員10人以上の事業所〕25.4%（R1）→28.9%（R5）
〔従業員100人以上の事業所〕24.9%（R1）→27.6%（R5）〕〔目標：30%（R7）〕

・農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

[KPI] 家族経営協定締結農家数：356組（R1）→409組（R5）〔目標：400組（R7）〕⇒目標達成

※R5.7月の女性活躍推進計画改訂に伴いR7目標を上方修正（390組→400組）

農業協同組合の役員に占める女性割合：5.0%（R1）→12.4%（R5）〔目標：15%（R7）〕

○更なる取組が必要なもの ※主なもの

・男性の家事・育児や介護への参画促進

[KPI] 男性の育児休業取得率（民間企業）：5.6%（H29）→13.4%（R3）〔目標：85%（R7）〕

令和6年度の取組（新規事業のうち主なもの）

取組の方向性に基づき、数値目標（KPI）の達成に向けて、引き続き取組を進めています。

○男性の育児休業取得の促進

企業経営者向けの男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーや、人事・労務担当者向けの育児休業制度や各種保険手続きに関する研修を開催

○働く女性のネットワークの維持・継続

様々な職種や立場で働く女性が交流できる機会を提供し、参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談したり、身近なロールモデルを見出したりするための既存ネットワークの継続・拡大を支援

○性暴力被害者へのワンストップ支援

県に犯罪被害に係る総合相談窓口（犯罪被害者総合サポートセンター）を設置し、ワンストップで支援相談を受け付けられる体制を構築（被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援、24時間の電話相談等相談体制の充実等）

○アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた普及啓発

「男性は仕事・女性は家庭」など社会に残る固定的役割分担意識の思い込み解消を促す啓発ツールの作成・活用

鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画（令和5年度 数値目標の達成状況）

令和6年5月28日
女性応援課

重点目標1 働く場における女性活躍の推進

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
1 男女共同参画推進企業認定数	女性応援課	817 社	R1	1031社	R6.3	1,150 社	R7	
2 年次有給休暇取得率（中小企業）	雇用・働き方政策課	53.0%	H30	60.9%	R5.11	70%	R6	
3 年度中途の保育所等の待機児童数	子育て王国課	85 人	R1	11人	R5.10	ゼロ	R7	
4 男性の育児休業取得率（民間企業）	子育て王国課	5.6%	H29	13.4%	R3	85%	R7	
5 介護を理由にした離職者がいる企業割合	女性応援課	8.7%	R1	7.2%	R5.9	3%	R7	
6 管理的職業従事者（係長級以上）に占める女性割合	女性応援課							
従業員10人以上の事業所		25.4%	R1	28.9%	R5.9	30%	R7	
従業員100人以上の事業所		24.9%	R1	27.6%	R5.9	30%	R7	
7 県の管理的地位（係長級以上）に占める女性割合	人事企画課	33.3%	R1	37.2%	R5.4	37%	R7	37.2% (R6.4速報値)
8 県立ハローワークにおける女性の就職決定率	県立ハローワーク	45%	R1	72%	R5	48%	R7	
9 家族経営協定締結農家数	経営支援課	356 組	R1	409組	R5.3	400 組	R7	
10 農業協同組合の役員に占める女性割合	農林水産政策課	5.0%	R1	12.4%	R6.3	15%	R7	

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
11 県審議会等における女性委員割合	女性応援課	43.0%	R1	43.0%	R5.4	40%以上	R7	
12 「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合	女性応援課	31.0%	R1	31.0%	R1	50%	R7	
13 選挙管理委員会等専門機関と連携した主権者教育を実施した高等学校	高等学校課	66.7%	R1	75.0%	R6.3	80%以上	R7	
14 自治会長に占める女性割合	女性応援課	3.8%	R1	4.5%	R4.7	10%	R7	

重点目標3 生涯を通じた男女の健康支援

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
15 運動習慣のある者の割合	健康政策課	男性: 26.0% 女性: 21.3%	H28	男性: 23.0% 女性: 22.1%	R4	男女とも 30%	R5	
16 健康寿命（全国順位）	健康政策課	男性: 33 位 女性: 40 位	H28	男性: 45 位 女性: 41 位	R1	男女とも全国 順位 10 位以 内	R5	
17 がん検診受診率	健康政策課	胃がん: 27.3% 肺がん: 29.1% 大腸がん: 30.1% 子宮がん: 25.0% 乳がん: 16.5%	H30	胃がん: 26.2% 肺がん: 29.4% 大腸がん: 29.0% 子宮がん: 24.9% 乳がん: 15.5%	R4	70%	R5	
18 とつとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数	長寿社会課	3 町	R1	19 市町村	R5	19 市町村	R6	
19 産後ケアに取り組む市町村数	家庭支援課	17 市町村	H30	19市町村	R5	19 市町村	R6	
20 人工妊娠中絶数	家庭支援課	8.5	H30	6.4	R4	7.5	R7	15~49歳女子人口千人に対する 人工妊娠中絶実施数

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
21 支え愛マップづくりに取り組む自治会数	消防防災課	604 地区	R1	976地区	R6.2	800 地区	R6	
22 むらしを守るために仕組み（小さな拠点）づくりに取り組む地区数	人口減少社会対策課	30 地区	R1	48地区	R6.3	45 地区	R6	
23 新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	交通政策課	—	—	20地区	R6.3	19 件	R6	
24 あいサポーター数	障がい福祉課	544,116 人	R1	656,282人	R6.1	560,000 人	R7	
25 障がい者雇用率（民間企業）	雇用・働き方政策課	2.28%	R1	2.47%	R5.6	2.3%	R6	
26 ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	家庭支援課	12 市町村	R1	18市町村	R5	19 市町村	R7	
27 性的マイノリティ支援に係るコミュニティスペース設置数	人権・同和対策課	—	—	3か所	R6.3	3 か所	R7	

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
28 過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合	女性応援課	0.6%	R1	0.6%	R1	0%	R7	
29 24時間365日開設している性暴力被害者支援ためのワンストップ支援センター設置数	くらしの安心推進課	0箇所	R1	1箇所	R3.10	1 箇所	R7	
30 家庭でインターネット利用に係るルールを定めている児童・生徒の割合	社会教育課	小6:83.2% 中2:70.9% 高2:36.2%	R1	小6:83.2% 中2:70.9% 高2:36.2%	R1	向上	R7	

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

項目	所管課	策定期		R5年度 (左欄: 実績値、右欄: 時点)		目標値		特記事項
31 「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合	女性応援課	11.7%	R1	11.7%	R1	50%	R7	
32 各学校における男女共同参画の理解を促進する教職員研修の実施率	人権教育課	—	—	53%	R6.3	100%	R7	
33 男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	男女共同参画センター	1,482 人	R1	2079 人	R5	2,000 人	R7	
34 男性の育児休業取得率（民間企業）【再掲】	子育て王国課	5.6%	H29	13.4%	R3	30%	R7	
6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	女性応援課	76 分/日	H28	117 分/日	R3	100 分/日	R7	

男女共同参画の推進に向けた令和6年度の取組

令和6年5月28日
女性応援課

「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」の目指す姿の達成に向け、次のとおり取り組んでいます。

重点目標1 働く場における女性の活躍推進

[主な取組]

【新規事業】男性の育児休業取得の促進

- ・企業経営者向けに男性育児休業取得への理解促進や気運醸成のためのセミナーを開催
- ・企業の人事・労務担当者向けに、育児休業制度や各種保険手続きに関する研修を開催

【新規事業】働く女性のネットワークの維持・継続

様々な職種や立場で働く女性が交流できる機会を提供し、参加者同士がキャリアに関する悩みを共有・相談したり、身近なロールモデルを見出したりするため既存ネットワークの継続・拡大を支援

重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

[主な取組]

男女共同参画に関する出前講座の実施

市町村と連携し、自治会や学校等で男女共同参画推進に関する講座を実施

多様な人材の地域活動参画を促進

地域づくりに女性や多様な年齢層の参画を推進するため、県民、NPO、住民団体、事業者などの環境、子育て、地域交流などの取組を支援

重点目標3 生涯を通じた健康支援

[主な取組]

更年期障がいを抱える方への支援

- ・更年期障がいに係る普及啓発セミナーの開催による正しい知識の習得と適切な対応を呼び掛け
- ・地域の拠点病院に設置した相談支援センターで相談を受け付け、必要に応じ受診等を勧奨

重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

[主な取組]

防災分野における男女共同参画の推進

女性消防団員の増加を目指し、女性が消防団活動に参画しやすい環境の整備に関する事業を支援

重点目標5 あらゆる暴力の根絶

[主な取組]

【新規事業】性暴力被害者へのワンストップ支援

県に犯罪被害に係る総合相談窓口（犯罪被害者総合サポートセンター）を設置し、ワンストップで支援相談を受け付けられる体制を構築（被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援、24時間の電話相談等相談体制の充実等）

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

[主な取組]

【新規事業】アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた普及啓発

「男性は仕事・女性は家庭」など社会に残る固定的役割分担意識の思い込み解消を促す啓発ツールの作成・活用

学習会への県内で活躍する女性従業員の派遣

県内学校で行う学習会へ女性の就業が少ない業種で働く女性従業員を派遣し、児童生徒が実際の仕事の様子や働く上での心構えなどを聞くことで、男女共同参画の意識を持ち、将来の人材育成に繋げる

第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画の策定に向けた流れ

令和6年5月
女性応援課

来年度で終期を迎える「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」について、新たな課題や今後より注力すべき事柄について検討を進め、令和7年度下期頃を目途に実効的な次期計画の策定を目指す。

○現行計画：(第1次) 鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画
[計画期間：令和3年～令和7年]

○次期計画：第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画
[計画期間：令和8年～令和12年]

<次期計画策定までのスケジュール（想定）>

令和6年度		
令和6年5月	令和6年第1回鳥取県男女共同参画審議会	策定に向けた課題抽出や各分野の要望聞き取り
7月	鳥取県男女共同参画意識調査 実施	
(年間通して)	関係団体への聞き取り	
10月	鳥取県男女共同参画行政推進会議 (庁内部局横断会議)	
令和7年1月	鳥取県男女共同参画意識調査 報告書公表	
3月	令和6年第2回鳥取県男女共同参画審議会	
令和7年度		
令和7年7月	鳥取県男女共同参画行政推進会議	計画骨子案の作成、協議
7月	令和7年第1回鳥取県男女共同参画審議会 <知事から審議会へ諮問>	
8月	令和7年第2回鳥取県男女共同参画審議会	
9月	令和7年第3回鳥取県男女共同参画審議会	
10月	パブリックコメントの実施	計画素案の作成、協議
10月	令和7年第4回鳥取県男女共同参画審議会	
11月	<審議会から知事へ答申>	
11月	11月定例県議会へ附議、議決	計画策定へ
12月	計画策定・公表	

鳥取県男女共同参画審議会の設置について

鳥取県の男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関わっておられる方々の意見等を伺う附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会を設置しています。

〈鳥取県男女共同参画審議会〉

【根拠：鳥取県男女共同参画推進条例第32条～37条】

【委員の構成：20名以内】

- ・公募（5名）
- ・学識経験者（15名以内）

※男女いずれか一方が4割未満とならないこと

※会長（議長）は委員の互選

【任期：2年】

【役割】

- 鳥取県男女共同参画計画の策定及び進捗管理に関すること
- 男女共同参画に関する重要施策の調査審議に関すること
- その他施策の推進状況の審議に関すること

鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)

（設置）

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第37条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画 施策の取組状況（令和5年度）

基本テーマA 誰もが活躍できる環境づくり

●重点目標1 働く場における女性の活躍推進

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

① ワーク・ライフ・バランスの理解・取組推進

評価A…順調
評価B…概ね順調
評価C…やや遅れている
評価D…遅れている

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
1	<p>企業トップや管理職の意識改革を進め、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を県内に増やすとともに、長時間労働の是正など、管理職も含めた従業員の働き方の見直しを働きかけます。</p> <p>また、育児休業、介護休業など法に基づく取組の促進や、短時間・短日数勤務制度、時差出勤に加えて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い全国的に定着しつつある在宅勤務をはじめとするテレワークなど、働く時間や場所を限定しない、それぞれのライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の普及に努めます。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画推進企業」の認定等を促進し(R5年度末認定企業数1,031社)、認定企業のフォローアップを行った。 ・イクボス・ファミボスの優れた取組を顕彰し、実践企業の優良事例を新聞等で継続的に発信した。 ・多様な働き方等に関するセミナーの開催(3回・延べ269名参加)、テレワーク導入セミナー・体験会の開催(延べ111名)により、柔軟な働き方の普及を促進した。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進企業認定数 策定時: 817 社(R1) 目標値: 1,150 社(R7) R5年度: 1,031社 (R6.3) ・年次有給休暇取得率(中小企業) 策定時: 53%(H30) 目標値: 70%(R6) R5年度: 60.89% (R5.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進企業、輝く女性活躍パワーアップ・スタートアップ企業の更なる拡大を目指す。 ・男女共同参画推進企業の企業訪問等に併せ、イクボス・ファミボス宣言の勧奨を実施する。 ・優良企業表彰や企業の取組事例集を活用した事例の発信等を行う。 ・就業規則整備支援や働きやすい環境整備等への補助金による支援を実施する。 ・各商工団体や市町村と連携し企業への働きかけを強化する。 ・市町村の地域包括支援センター等福祉分野の相談機関と中小企業労働相談所(みなくる)が連携して、労働者が介護等生活の変化に直面した段階で仕事を継続するための制度周知や相談窓口の情報提供・相談対応を行う体制を整備する。

② ライフステージに応じた子育て・介護支援の充実

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
2	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりとして、ニーズに対応した保育サービスの提供や、就学期も含めた子育て世帯の経済的負担軽減を図ることで、妊娠・出産後も安心して働き続けられる環境を整備するとともに、企業等における貴重な人材の介護離職防止に向けた介護支援の充実を図ります。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・国の事業を活用して保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の運営を支援したほか、障がい児保育や病児・病後児保育などに対して県独自に財政支援を行い、子育て家庭に対する支援の充実を図った。 ・市町村と協働して小児医療費を助成するとともに、高校生への通学費助成を行う市町村に対して助成し、子育て家庭に対する支援の充実を図った。 ・企業に、介護等支援コーディネーターを派遣して介護離職等をさせない職場環境づくりを推進した。(派遣実績:3社) ・県内企業等を対象に、企業訪問による介護サービスや介護休暇、介護保険制度等に関する情報提供や、企業社員等を対象にした介護に関する研修を実施した。(企業訪問62件、研修開催16回) <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度中途の保育所等の待機児童数 策定時: 85 人 (R1) 目標値: ゼロ (R7) R5年度: 11人 (R5.10) ・介護を理由にした離職者がいる企業割合 策定時: 8.7% (R1) 目標値: 3% (R7) R5年度: 7.2% (R5.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度中途の保育所等の待機児童解消のため、引き続き保育所、認定こども園、幼稚園等の体制整備や一時預かり、病児・病後児保育等の受け皿確保、放課後児童クラブ等の施設整備を図る市町村等への助成等に取り組む。 ・引き続き、介護等支援コーディネーターの派遣等により介護離職等をさせない職場環境づくりを推進する。 ・介護職員の離職防止のため、介護サービスや介護休暇、介護保険制度等に関する情報提供、企業社員を対象にした介護に関する研修を実施する。介護職員の雇用管理・環境向上に取り組む団体へ支援を実施する。

③ 男性の家事・育児や介護への参画促進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
3	男性への啓発、働く場や社会全体の機運醸成とともに、長時間労働の是正や、気兼ねなく育児休暇・休業を取得できる職場環境整備を支援し、男性の家事等への積極的な参画を促します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性を取り巻く環境や課題が共通する島根県と連携し、働く場や社会全体の機運醸成のため広域広報(地元テレビでのミニ番組、CM等)を実施した。 ・家庭内での家事シェアを促す「家事シェア手帳」を市町村窓口にて婚姻届提出時に新婚夫婦に配布した。 ・企業経営者に対する男性の育児休業取得促進のためのセミナーの開催や、企業等における男性の育児休業取得促進に関する取組事例集を作成した。 ・「男女共同参画推進企業」のうち、男性の家事・育児参画のための休暇・休業取得に関する目標を掲げ、労使ともに雇用環境改善に取り組む企業を「イクボス・ファミボス宣言(子育て応援+)企業」としてホームページで公開したほか、金融機関と連携して金利優遇等の支援を行った。(登録企業数:222社) ・育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業主へ奨励金を支給し、育児や介護への男性の積極的な参画及び休暇を取得しやすい職場環境の整備を促進した。(育児参加休暇5件、介護休暇4件、不妊治療休暇2件、子の看護休暇3件) ・男性従業員が育児休業を取得する際に代替人員確保や同僚への応援手当を支給した事業主に対して奨励金を新設し、子育てしやすい職場環境の整備を図った。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得率(民間企業) 策定時: 5.6% (H30) 目標値:85% (R7) R5年度:13.4% (R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県と連携した普及啓発キャンペーンや地元テレビ局と連携した情報発信の実施に引き続き取り組む。 ・男性の育休取得を促進するため、継続した企業トップへの働きかけや人事担当者向けの実務研修の開催する。 ・奨励金の支給や専門家による伴走支援、取組事例の周知等を通じて、企業等の実践拡大を図る。 ・商工会議所等の青年部に働きかけ、企業に対して奨励金の周知を図る。 ・奨励金の活用促進を促すため、奨励金の要領を改正し、育児休業取得期間中の支援を行う。

(2) 一人一人が能力を発揮できる職場環境づくり

① 企業における女性活躍の促進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
4	管理的地位で活躍する女性や、管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 「輝く女性活躍パワーアップ企業」及び、パワーアップ企業登録への第一段階となる「輝く女性活躍スタートアップ企業」への登録を促進した。 (輝く女性活躍パワーアップ企業登録数 24社(累計350社) 輝く女性活躍スタートアップ企業登録数 3社(累計10社)) ・女性活躍に取り組む企業支援補助金による企業支援 ・社会保険労務士等派遣による企業支援(延べ77社) ・女性管理職の登用等が進みにくい業種について、専門家派遣等の伴走支援を行い、具体的な取組モデルとして発信するためのリーフレットを作成した。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理的職業従事者(係長級以上)に占める女性割合 <従業員10人以上の事業所> 策定時: 25.4% (R1) 目標値:30% (R7) R5年度:28.9% (R5) ・従業員100人以上の事業所 策定時: 24.9% (R1) 目標値:30% (R7) R5年度:27.6% (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への働きかけや補助金等による支援を通じて、誰もが安心して働きやすい職場環境づくりを進め、管理的地位で活躍する女性割合の向上を目指す企業を拡大する。 ・女性の登用が進まない要因となる性別に基づく固定的役割分担意識への気付きと改善を促すための啓発動画の作成や企業経営者に対し多様な価値観等の変化に伴う新たな課題に関する研修を実施する。

② 自治体における女性活躍の促進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
5	率先垂範による女性の活躍推進の観点から、県庁においては、能力・実績に基づいた女性職員の登用や、職員の仕事と生活の両立の推進を引き続き図るとともに、市町村における女性活躍に向けた取組が進むよう、様々な情報为您提供します。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部登用を継続的に推進した。 ・フレックスタイム、サテライトオフィスなどを活用した働き方改革を進めた。 ・イクボス・ファミボスの取組推進により、組織全体のワーク・ライフ・バランスを推進した。 ・県及び市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表した。(男女共同参画白書、男女共同参画マップ) <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の管理的地位(係長級以上)に占める女性割合 策定時: 33.3% (R1) 目標値:37% (R7) R5年度:37.2% (R5.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・性別を問わない能力・実績主義に基づく女性登用を積極的に行っていく。 ・従来の働き方や概念にとらわれることなく、多様な働き方やワークライフバランスを推進し、職員一人一人がいきいきと効率性を高めながら働くことのできる環境を整備していく。 ・引き続き県及び市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表していく。

③ 女性のキャリアアップ・キャリア形成の支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
6	中・高・大学生などを対象とした職業意識の醸成やキャリア形成に向けた取組の推進、多様な分野で活躍している目標となる女性の紹介や交流の場の提供、女性従業員を対象としたキャリア形成に資する研修の実施、正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている方など再就職を希望する女性への学びなおしの機会の提供や就職支援等、女性のキャリアアップ・キャリア形成を支援します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高校や大学と連携して、女性の入職が少ない分野で働く女性を講師に、キャリア形成に関する講座を実施した。(実施校数:8校) ・女性従業員を対象とし、キャリア形成・スキルアップを支援する女性リーダー育成セミナーを開催した。(参加者数:140名) ・働く女性同士のネットワークづくり支援を行った。(参加者数:196名) ・情報通信分野における就業促進をテーマにした講座を開催した。 ・県立ハローワークにおいて、更なるサービス・情報提供の充実、就業支援員のスキルアップ等を通じて希望に沿った求人開拓、多様で柔軟な働き方の提案など、個々の相談者の実情に即した就職支援を実施する。 ・県立ハローワークでの相談者に寄り添った就職相談、女性が働きやすい求人の紹介等の取組により、高い就職決定率となっている。(女性新規求職者数1,649人(全体求職者数2,828人の58%)、女性の就職決定率72%) ・ひとり親家庭相談支援センターで子育て等の相談と就職相談にワンストップで対応している。 ・キャリアデザインLabを県立鳥取・倉吉・米子ハローワーク内に開設し、就職意欲醸成のためのキャリア形成支援、リスキリング支援を行った。 ・女性向け就職支援セミナーを開催し、就職への不安解消、就職意欲喚起のための支援を行った。 ・離職者・非正規労働者を対象とした託児サービス付きの職業訓練コースを設定し、4コース(受講者29名、うち19名女性)の利用があった。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立ハローワークにおける女性の就職決定率 策定時: 45% (R1) 目標値:48% (R7) R5年度:72% (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等で女性のキャリア継続・形成を支援とともに、管理職を目指す段階にいる女性の掘り起こしやキャリア形成に向けた意識醸成等を行う。 ・学校等に県内で活躍する女性を派遣し、将来性別に関わりなく活躍できるというキャリアビジョンを考えるきっかけづくりを行う。 ・県立ハローワークにおいて、更なるサービス・情報提供の充実、就業支援員のスキルアップ等を通じて希望に沿った求人開拓、多様で柔軟な働き方の提案など、個々の相談者の実情に即した就職支援を実施する。 ・女性や高齢者などがより働いて頂けるようキャリアアップ・リスキリング支援等に努めていく。 ・再就職を希望する女性等に向けたスキルアップ支援や短期間・短時間コース、託児サービス付きコースの設定を行う。

④ 雇用における機会の均等と公正な待遇の確保

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
7	男女間の賃金格差や正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差解消など、性別や雇用形態によらない公正な待遇の確保、働く場における様々なハラスメントの防止など、働きやすい職場環境づくりを支援します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士等派遣による企業支援を行った。(延べ77社) ・多様な働き方等に関するセミナーを開催した。(年3回・延べ269名参加) ・合同企業説明会や事業所説明会を開催し、仕事内容や職場環境の理解を深めながらマッチング支援を行った。 ・県立ハローワークによる相談者に寄り添った就職相談、求人開拓・求人条件の調整、女性が働きやすい求人の紹介等の取組により、多くの女性の方が求職され、高い就職決定率となっている。(女性新規求職者数1,649人(全体求職者数2,828人の58%)、女性の就職決定率72%) <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立ハローワークにおける女性の就職決定率 策定時: 45% (R1) 目標値:48% (R7) R5年度:72% (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対して、専門家派遣等を利用した体制整備を促す。 ・県立ハローワークにおいて、更なるサービス・情報提供の充実、就業支援員のスキルアップ等を通じて希望に沿った求人開拓、多様で柔軟な働き方の提案など、個々の相談者の実情に即した就職支援を実施する。

③ 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
8	農林水産業や商工業などの扱い手として誰もが能力を発揮でき、適正に評価されるよう、男女共同参画の理解促進に向けた啓発や、女性の経営参画に向けて活動しやすい環境づくりを進めるとともに、検討から起業後まで、起業の段階に応じた支援を行い、様々な分野で女性が起業しやすく、事業が続けやすい環境づくりを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野において、女性の経営参画や能力発揮につながる資格取得を支援した(4件)。 ・西瓜選果場の作業工程の見直し等により、女性が働きやすい環境改善について支援した。 ・起業家育成プログラム「TIGGER(トリガー)」を実施し、半年間に渡って、起業家の伴走支援を実施した。(最終発表者5名、うち女性3名) <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結農家数 策定時: 356組 (R1) 目標値:400組 (R7) R5年度:409組 (R5.3) ・農業協同組合の役員に占める女性割合 策定時: 5.0% (R1) 目標値:15% (R7) R5年度:12.4% (R6.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の経営参画や能力発揮につながる資格取得や技能取得を支援する。 ・起業にあたって、資金調達等の方法を広げるためにも事業計画の熟度の高度化が必要であるため、引き続き、伴走支援等を通じて、起業プランの練り上げから事業計画の作成まで支援を実施していく。

●重点目標2 地域・社会活動における女性の活躍推進

(1)議会・審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
9	議会や審議会等における女性の登用情報の「見える化」、主権者教育の充実等により、様々な方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されるよう取組を進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県男女共同参画推進条例に基づき県の附属機関選任基準に男女比率の基準を設けており、令和5年度も目標数値を達成した。 ・県及び市町村における政治的分野を含む男女共同参画の取組状況についてとりまとめ公表した。(男女共同参画白書、男女共同参画マップ) ・専門機関と連携した学校への主権者教育に関する出前講座を実施した。 <p>・選舉管理委員会等専門機関と連携した主権者教育を実施した高等学校 策定時: 66.7% (R1) 目標値:80%以上 (R7) R5年度:75% (R6.3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、審議会委員への積極的な女性登用や、政策調査、資料作成、情報公開を行う。 ・政治、経済への関心を高めることを目指し、高校生議会への参加や、総合的な探究の時間、特別活動の中で、専門家による講演会や出前授業を実施する。

(2)地域活動における男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
10	地域社会に残る固定的な性別役割分担意識の解消のための普及啓発を図るとともに、防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動に対し、多様な人材の参画を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動する団体が自ら企画運営する講座や、自治会・事業所・PTA等が行う自主的な学びに対して活動支援を行った。(10件) ・市町村、教育委員会等と連携して自治会や学校等へ働きかけ、出前講座を実施した。(52回) ・学校運営協議会制度の導入(コミュニティ・スクール)、地域学校協働活動等の取組により、地域社会全体で子どもたちの成長を支える体制づくりを進めている。(公立学校コミュニティ・スクール導入状況:181校／204校) ※県立高校においては100%(24校)導入済み。 ・とつり県民活動活性化センターにおいて、地域づくり団体等からの多様な相談に応応することで、県と市町村が連携した幅広い支援に繋がっている。(相談件数:242件) ・県内で地域づくり活動に取り組む「令和新時代創造県民運動実践団体」登録数も順調に伸びており、地域づくり活動等が活発に行われている。(R5年度登録団体数554団体) <p>・「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合 策定時: 31.0% (R1) 目標値:50% (R7) R5年度:31.0% (R1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、若い世代をはじめこれまで男女共同参画に関心のなかつた層や新たな団体等の掘り起こしを行う。 ・多様な人材の参画により、学校運営協議会と地域学校協働活動が一体的に推進していくよう普及啓発や関係者の資質向上に繋がる取組を展開する。

(3)地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツ等あらゆる分野における男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
11	地域おこし、まちづくり、観光、環境、スポーツなど、あらゆる分野で男女共同参画の視点に立った取組や多様な人材の参画を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・とつり県民活動活性化センターにおいて、地域づくり団体等からの多様な相談に応応することで、県と市町村が連携した幅広い支援に繋がっている。(相談件数:242件) ・県内で地域づくり活動に取り組む「令和新時代創造県民運動実践団体」登録数も順調に伸びており、地域づくり活動等が活発に行われている。(登録団体数:554団体) ・県内における男女共同参画状況を取りまとめ、「鳥取県男女共同参画マップ」を作成し公表した。 ・県内で活動する団体が自ら企画運営する講座や、自治会・事業所・PTA等が行う自主的な学びに対して活動支援を行った。(10件) ・市町村、教育委員会等と連携して自治会や学校等へ働きかけ、出前講座を実施し、地域における男女共同参画の理解促進に努めた。(52回) ・男女共同参画に関する講座や、人材育成セミナーを開催し幅広い層に対して啓発を行った。(参加者数:2,079人) <p>・「町内会や地域」において男女の地位が平等であると考える割合 策定時: 31.0% (R1) 目標値:50% (R7) R5年度:31.0% (R1)</p> <p>・自治会長に占める女性割合 策定時: 3.8% (R1) 目標値:10% (R7) R5年度:4.5% (R4.7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する活動や、地域づくり活動を行う主体について、若者の参画を促すなど、多様化を促進する。 ・引き続き普及啓発を実施するとともに、市町村や関係団体と連携して情報収集や発信を行っていく。

基本テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり

●重点目標3 生涯を通じた健康支援

(1) 生涯を通じた健康の保持増進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
12	<p>健康づくりのためのスポーツに取り組みやすい環境づくり、各種がん検診の受診促進、相談しやすい体制の整備による自死予防や、喫煙・飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進の取組を進めるとともに、薬物乱用を防止するための啓発活動や、喫煙・受動喫煙に関する正しい知識の普及に向けた取組、HIVをはじめとする性感染症の感染予防の啓発や医療体制の充実など、健康をおびやかす問題への対策を推進します。</p> <p>また、婦人科疾患や更年期障害などの女性の健康をめぐる様々な問題について、ライフステージに応じて支援します。</p> <p>12 <関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率 策定時: 胃がん 27.3% 肺がん 29.1% 大腸がん 30.1% 子宮がん 25.0% 乳がん 16.5% (H30) 目標値: 70% (R5) R5年度: 胃がん 26.2% 肺がん 29.4% 大腸がん 29.0% 子宮がん 24.9% 乳がん 15.5% (R4) ・とつとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数 策定時: 3町 (R1) 目標値: 19市町村 (R6) R5年度: 19市町村 (R5) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもりといった不活発な生活による健康への被害(フレイル等)に対応するため、2月を「フレイル月間」と位置づけ、フレイル予防事業を集中的に実施した。 ・専門的な指導者の現地派遣による運動指導等により、運動勧奨等に取り組んだ。 ・総合型地域スポーツクラブ等と連携し、親子向けの運動・スポーツ教室や、誰でも気軽に取り組めるユニバーサルスポーツ教室を開催した。 ・県老人クラブ連合会と連携し、「とつとり方式認知症予防プログラム」教室立ち上げ支援のための研修会を開催する等支援を行った。 ・市町村が休日にがん検診車を使用する場合に必要となる割増費用の一部を支援した。 ・若年者の自死対策としてSNS(LINE)による相談、「眠れていますか?」睡眠キャンペーンを実施し、県民の心のケアに対応した。 ・喫煙による健康への影響等正しい知識の普及啓発や受動喫煙防止に係る補助事業を実施した。 ・更年期のつらい症状を抱える方を支援するため、更年期障がい相談支援センターを開設した。 ・性感染症予防に係るリーフレットを配布するなど普及啓発を実施した。 ・がん教育の充実を図るため、がん教育推進協議会を開催し医療関係者等と協議するとともに、教職員等向けがん教育啓発研修会及び公開授業等を開催した。 	<p>・新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、運動不足の状態となっている県民が増加していることが懸念される。集団や室内での運動・スポーツ活動も効果的に活用し、県民の日常における運動習慣を維持・増進をさらに進めていく。</p> <p>・更年期症状・障がいに係る医療提供体制・相談体制を整備するとともに、県民への正しい知識の普及啓発等を行う。</p> <p>12 <関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣のある者の割合 策定時: 男性26.0% 女性21.3% (H28) 目標値: 男女とも30% (R5) R5年度: 男性23.0% 女性22.1% (R4) ・健康寿命(全国順位) 策定時: 男性33位 女性40位 (H28) 目標値: 男女とも全国10位以内 (R5) R4年度: 男性45位 女性41位 (R1)

(2) 妊娠・出産等に関する支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
13	<p>妊娠・出産に関する正しい知識や、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の意識の普及、命を大事にする、予期せぬ(思いがけない)妊娠を防ぐという観点を含めた発達段階に応じた性に関する教育及び啓発を、女性だけでなく男性も対象として行います。</p> <p>また、妊娠や出産を希望する人がその希望を実現できるよう、不妊治療に対する経済的支援や周囲の理解促進、誰もが地域において安心・安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実を図ります。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校へ産婦人科医師や助産師等を講師として派遣する「心や性に関する専門家派遣事業」を実施した。 ・鳥取県助産師会に委託し、中学・高校や専門学校等へ出前講座を実施した。 ・思春期の子どもたちの悩みに対応するピアカウンセラー養成を行うとともに、県内の中・高校へ出向き講座や相談対応を行った。 ・予期せぬ妊娠について相談できる専門の相談窓口を民間団体への委託により開設している。 ・県内に2か所設置している不妊専門相談センターにおいて相談を受けるとともに、不妊検査及び不妊治療に要する経費の助成を行った。 ・産後ケア事業について、施設利用料を無償化しており、事業実施をしている市町村や、宿泊型の産後ケアを行う施設の設備整備等に対する補助を行った。 ・市町村に対する子育て応援市町村交付金(旧: とつとり版ネウボラ推進事業費補助金)の交付を通じて、産前・産後支援、子育て支援等を実施した。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工妊娠中絶数 策定時: 8.5(H30) 目標値: 7.5 (R7) R5年度: 6.4 (R4) ・産後ケアに取り組む市町村数 策定時: 17市町村 (H30) 目標値: 19市町村 (R6) R5年度: 19市町村 (R5) 	<p>・令和4年度から不妊治療に係る経費が保険適用となったことで、経済的負担が増加する場合もあるため、治療費等の状況を把握し、助成制度を検討する必要がある。</p> <p>・産後ケア施設が不足している地域への新規設置を関係団体、市町村へ働きかける。</p>

●重点目標4 誰もが安心して暮らせる環境整備

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
14	男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進するとともに、「支え愛マップ」づくりなどを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、多様な主体が協働して取り組む本県ならではの支え合いの活動を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等を見直す際に、男女共同参画の視点を取り入れた。 ・支え愛マップづくりに取り組んでいない地域での普及推進を図るため、住民向け及び地域でマップづくりを支援するインストラクター養成のための研修(2回開催、参加者89人)や地域の住民を対象とする学習会(県内4会場)を行った。 ・女性をはじめ多様な人材の消防団の加入促進・充実強化に向け、学生の消防訓練参加への支援や消防団の魅力を発信する動画作成等の取組を行った。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップづくりに取り組む自治会数 策定時:604 地区(R1) 目標値:800 地区 (R6) R5年度:976 地区 (R6.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災フェスタ等の実施を通じて、防災意識の普及啓発や訓練実施などによる住民主体の防災体制づくりを推進する。 ・支え愛マップづくりの推進役となるインストラクターについて、防災士など、新たなマップづくりの支援者の育成を進める。 ・全県的な広報活動や消防団員の処遇改善に関する市町村への働きかけにより、女性をはじめ多様な人材の消防団への加入促進・充実強化に取り組んでいく。

(2) 高齢者が暮らしやすい環境の整備

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
15	高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らし、充実した日常生活を営めるよう、高齢者の地域活動を支援し、建築物、道路、駅などのバリアフリー化などを進めるとともに、家族介護者の負担軽減を図り、介護を社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市町と連携しながら各地域での生活を支える地域運営拠点(小さな拠点)の形成を促しており、令和5年度末までに48地区の拠点づくりを実現した。 ・高齢者の自立支援・介護予防に向けたリハビリ専門職等の活用について全市町村に周知、延べ9市町に対して専門職等を派遣した。また、市町村の取組の充実を目的とした伴走型支援について、介護予防に関する支援員を1名増員するなど、市町村による地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた支援を引き続き実施した。 ・介護専属の就職支援コーディネーター配置による求職者と求人事業所とのきめ細かなマッチング、介護福祉士等養成校等在学者を対象とした介護福祉士等修学資金貸付事業等を実施した。 ・「とっとりいきいきシニアバンク」の累計登録者数は積極的な勧誘活動により、6,924名(R6年3月末)となった。 ・福祉のまちづくり条例により、新築・増築等の際にバリアフリー化を義務付けている。 ・「とっとりUDマップ」にバリアフリー施設情報などを掲載し、様々な条件で検索できる機能を備えることでバリアフリー整備の情報を分かりやすく提供している。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らしを守るために仕組み(小さな拠点)づくりに取り組む地区数 策定時:30 地区(R1) 目標値:45 地区 (R6) R5年度:48 地区 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来からの市町村が行う生活支援・介護予防の取組支援に加えて、関係機関・団体、市町村及び県が相互に連携し、フレイル予防(健康づくり&介護予防)の取組を強化し、地域包括ケアの推進を図る。 ・介護専属の就職支援コーディネーター配置による就職支援や、修学資金貸付事業など、総合的な介護人材確保対策を継続して実施していく。 ・需要の高まっている外国人介護人材の受け入れ対策を強化し、介護人材の確保につなげる。

(3) 障がい者が暮らしやすい環境の整備

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
16	障がい者がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進による生活しやすい環境整備や生活・就業の支援を行います。 また、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて、あいサポート運動の推進など様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発及び広報活動を積極的に推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート研修を積極的に行うほか、あいサポート運動や障害者差別解消法について理解を深めるあいサポートンボジウムを開催し、運動の更なる推進に寄与した。 ・「ともに働く職場づくり」の活用セミナーにより障がい者が働きやすい職場づくりへの理解促進を図った。 ・「とっとり障がい者仕事サポートー養成講座」を開催し、障がいへの正しい理解及び職場での接し方等について学習した。(2回開催、参加者138名) ・ジョブコーチ養成研修を県内開催し、支援体制の強化を図った。(参加者32名) <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいサポートー数 策定時:544,116 人(R1) 目標値:560,000 人 (R7) R5年度:656,282人 (R6.1) ・障がい者雇用率(民間企業) 策定時:2.28%人(R1) 目標値:2.3% (R6) R5年度:2.47%(R5.6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動研修、障がい当事者による障がい者理解講座とともに、着実に実施されており、引き続き研修等の活動を推進していく。 ・障がい者が働きやすい職場づくりに関する検討会で、引き続き今後の促進策について検討を行う。また、事業者が自らの取組を点検・改善を図るためのマニュアルを作成する等、事業所等に対して普及啓発を図っていく。

(4) 外国人が暮らしやすい環境の整備

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
17	県内で働いたり、生活したりする外国人に対して、多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備、医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援、就労環境・住みやすい住環境の整備など、安心して暮らせる環境を整備します。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人総合相談窓口について、相談内容に応じた専門機関等との連携、SNSやホームページでの周知など、体制の充実を図った。 ・幅広い方に日本語学習の機会を提供できるよう、対面での日本語教室に加え、オンライン日本語教室を実施した。 ・医療等通訳ボランティアについて、人材確保のための研修会を開催した。 ・国際交流フェスティバルについて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しつつ、東・中・西部会場での催しを開催し、コロナ禍でも広く県民に異文化と触れ合う機会を提供した。 ・行政、医療、観光などの分野や災害時における、やさしい日本語の活用に係る研修会の開催及び文例集の作成を行った。 ・県内の日本語教育空白地域解消を目指し、総括コーディネーターの配置や関係機関等を交えた総合調整会議の設置等を行った。 ・災害時における外国人支援研修会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教育空白地域の解消や教育水準の向上に向け、県内の日本語教育を推進する総括コーディネーターの配置や関係機関等を交えた総合調整会議の設置等を行い、全県的な日本語教育体制を整備する。 ・市町村等との支援体制づくりを推進し、外国人が安心して生活できる環境を整備する。

(5) ひとり親家庭など生活上困難な状況に置かれている人への支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
18	子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長していくよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育・生活支援、保護者の就労、経済的支援など、ひとり親家庭への支援や、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 あわせて、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭相談支援センター」では、令和6年3月末までに355件の相談があった。 ・7市町がひとり親家庭学習支援事業を利用した。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数 策定時:12市町村(R1) 目標値:19市町村 (R7) R5年度:18市町村 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・機会を捉えて、ひとり親家庭相談支援センターや、養育費に関する支援事業をホームページやメールマガジン等で周知する。

(6) 性の多様性を前提とした社会システムの構築

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
19	行政の仕組みが性の多様性に対応したものになっているかあらためて点検するとともに、同意のない性的指向・性自認の暴露(アウティング)対策を含め、性的マイノリティの方が、周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きることができる環境づくりを進めます。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する相談体制の強化を目的として、新たにLGBTQ寄り添い相談電話を開設するとともに、LGBT支援相談員人材育成研修を実施した。 ・鳥取市、倉吉市、米子市でLGBTQ当事者等の居場所づくりとしてコミュニティースペースが開設された。また、県と市の共催により、当事者と支援者がともに学ぶ学習会を開催した。 ・多様な性を認め合う社会づくり講演会を開催し、性的マイノリティを取り巻く現状について理解を促した。 ・学校・関係団体に性の多様性に関する教職員研修の講師を派遣した。(16校、3団体)また、人権教育主任研究協議会、初任者研修や管理職研修等において、多様な性のあり方について取扱った。 ・学校の児童生徒・教職員を対象に性的マイノリティの人権に関する学習会(講習会)を実施した。(27校) ・県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、とつと安心ファミリーシップ制度を導入した。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティ支援に係るコミュニティースペース設置数 策定時:-(一) 目標値:3か所 (R7) R5年度:3か所 (R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の生きづらさを解消し、アウティング対策など、正しい理解促進を一層進めていく。シンポジウムを開催しての情報発信、企業への講師派遣などを行い、性の多様性に関する理解促進を図る。 ・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」に基き、引き続き教職員研修と人権学習会を実施するとともに、多様な性のあり方を考えることを通して、互いの個性を尊重し、すべての児童生徒が大切にされる学校づくりを進める。

●重点目標5 あらゆる暴力の根絶

(1) 暴力を許さない社会づくり

① 性暴力の防止及び被害者支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
20	性暴力の被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性などの普及啓発を行います。性暴力被害者に被害直後から総合的な支援を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。	A	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害の実態、被害者支援の必要性等について広く周知するため、県民向けの公開講座を開催したほか、子どもの性暴力被害に関する啓発のため教職員、児童・生徒及び保護者を対象とした出前講座を実施した。 性暴力被害者支援センターとつどりや県の各部局により啓発、研修等を行ったほか、人権尊重社会推進局を事務局として性暴力に係る対策チーム会議を立ち上げ、県の関係部局が情報共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者総合サポートセンターの認知度向上に向けた啓発。 国の犯罪給付金制度の検討状況をにらみながら、「犯罪被害者に寄り添った支援のあり方検討会」委員の意見も聞き、経済的支援の拡充を検討。 県関係部局、性暴力被害者支援センターとつどりと情報共有しながら、普及、啓発等を実施。

② 性犯罪・ストーカーの防止及び被害者支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
21	<p>性犯罪の被害防止に向けた予防的活動を推進するとともに関係機関との連携による被害者支援及び相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや女性に対する声かけ、つきまとい等性犯罪の前兆事案を認知した場合は、関係機関と連携して不審者情報の発信を行い、注意喚起した。また、学校等における被害防止教室や関係機関と連携した被害の未然防止を図った。 性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るために、産婦人科等での初診料等を公費負担している。(R5年度21件) 対象事件が発生した場合は、警察の被害者支援担当者が、被害者等に対して制度の説明を丁寧に行い、カウンセリング支援の活用促進を図るとともに、被害者の心情に沿ったきめ細やかな支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時、速やかに情報発信し注意喚起をするほか、被害の未然防止を図る。 犯罪に至らない場合であっても、指導・警告をするなど予防活動を推進する。 ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先した対応を推進する。 性犯罪被害者に対する精神的、経済的負担を図るために支援を講じる。 「犯罪被害者支援総合サポートセンター」に参画し、県や民間支援団体のみならず、その他の関係機関と緊密に連携して支援を行う。

③ DV防止及び被害者支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
22	<p>DV及びデータDV防止に向けた地域、職場、学校などにおける研修や啓発、関係機関との情報共有・連携による被害者保護、被害者の心身の負担軽減等被害者に寄り添った緊急保護支援、一時保護施設の充実など安全確保、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなど自立に向けた支援を行うなど、総合的な取組を進めます。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> パネル展示や相談窓口案内のポケットティッシュ配架、街頭キャンペーンなどによる普及啓発を行った。 DVの被害者にも加害者にもならないために、人を傷つける暴力を知り、お互いの心も体も大切にすることを学ぶデータDV予防啓発学習会を県内の高校、中学校等で開催した。(学校121回(高校18校、中学校8校、特別支援学校4校、専修学校1校)、その他1回) DV被害者からの相談に基づき、住宅セーフティネット制度等の活用による住宅確保の支援など、入居者の自立に資する提供を行った。 DV加害者電話相談を毎月1回実施し、適切な相談先の紹介等を行った。 相談業務従事者等を対象に、相談スキルアップ講座を実施した。(開催件数:3回、参加者数:73人) 男女共同参画センターにおいても相談窓口での対応を行った。(R5年度相談件数のうち、DV関係:8件)また、出前講座によりDVなど男女間の暴力やハラスメント等についての普及啓発を実施した。(2件) モラルハラスメントに関するセミナーを開催した(参加者数:51人) <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間にDVを受けたことがあると答えた人の割合 策定時:0.6%(R1) 目標値:0 (R7) R5年度:0.6%(R1) 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、データDV予防啓発学習会は高校での実施が主だが、早期啓発を考えると中学校での実施数も増加させていく必要があるため、学習会を行う支援員の充実を図るため、支援員向けの研修を積極的に行っていく。

④児童虐待の防止及び被害者支援

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
23	子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を強化するとともに、DV防止との連携も含め、関係機関の連携強化を図ります。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所職員等のスキルアップ研修を実施した。 ・一時保護所の第三者評価を実施した。 ・児童虐待対応協力員を配置した。(各児童相談所計6名) ・市町村支援のための児童福祉司1名の配置を継続(家庭支援課に在駐)し、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、既設置市町への助言等を実施した。 ・児童虐待に精通した医師を各児童相談所へ配置した。 ・弁護士が定期的に児童相談所に駐在することにより、法律相談体制を構築した。 ・現職警察官(各児童相談所計3名)、里親支援専門児童福祉司(各児童相談所計3名)を配置した。 ・県版アドボカシー制度を本格実施した。 ・国の配置基準を上回る児童福祉司を配置した。(中央児相及び倉吉児相1名、米子児相2名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を図る。 ・児童相談所職員等のスキルアップに関する研修を実施する。また、一時保護所の第三者評価を引き続き実施し、適正な運営と質の向上を図る。 ・本格実施した県版アドボカシー制度の取組の質の向上を図るとともに、アドボキットの増員など運営体制等の検討を行う。

(2)安心して相談できる体制づくり

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
24	若者を中心に、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズが高まっており、被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、性暴力被害者支援センターや、配偶者暴力相談支援センターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整えます。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・県・関係機関・団体が連携した、被害者への相談対応、医療的支援、医療機関などへの付添支援、法的支援等を実施した。 ・性暴力被害者支援センターとつとつでは、令和3年度より、内閣府のコールセンターを活用して夜間・休日の電話相談を受け付け、24時間365日の相談対応を実施している。 ・鳥取県犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会を設置し、性暴力被害者を含め犯罪被害に遭った方に、被害直後から中長期に渡り寄り添った支援が提供できるよう、支援体制の強化や支援施策の拡充について検討を行った。 ・スクールカウンセラーを県内全公立中学校に配置し、校区の小学校にも巡回し、対応した。 ・全県立高校における心理検査実施により学校内での人間関係を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図っている。 ・連絡協議会では「自死企図への緊急対応のポイント」について研修し、あらゆる事案への組織的対応力を高めた。また、緊急な心理的援助が必要な場合、スクールカウンセラーを派遣し、心理的負担の軽減や学校生活の安定化を迅速に行なった。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <p>・24時間365日開設している性暴力被害者支援ためのワントップ支援センター設置数 　策定時:0箇所(R1) 　目標値:1箇所(R7) 　R5年度:1箇所(R3.10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性を活かしたアクセスメントに基づく相談支援を推進する。 ・児童生徒の課題解決に向け外部の専門機関と連携した包括的支援を推進する。 ・犯罪被害者総合サポートセンターの認知度向上に向けた啓発を実施する。

(3)様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
25	携帯ゲーム機やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、性犯罪をはじめ、多様化する犯罪や人間関係上のトラブルに巻き込まれないよう、インターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を、子どもたち自身が適切に収集・判断し、活用することができる能力(メディア・リテラシー)の向上を図ります。また、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロールの普及促進など、社会環境づくりを推進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・保護者・学校で学べる「電子メディアとの付き合い方学習ノート」を作成し、全学校を通じ全児童生徒に配布した。 ・情報モラルについて指導できる専門人材「デジタル・シティズンシップエデュケーター」を学校へ派遣し、啓発授業及び教職員研修を実施した。(39校) ・ケータイ・インターネット教育推進員をPTA研修会等に派遣し、子どもの発達段階に応じたケータイ・インターネットとの適切な接し方について理解促進を図った。(32件) ・タブレット端末等のICT機器の活用により、学びの質を高め、学力向上や学びに対する意欲を引き出すための支援体制の充実を図ることを目的に、特別支援学校各校にICT支援員を派遣した。(全194回) ・小中高生へのSNSトラブル防止標語「とりのからあげ」ポスター・デザイン、動画コンテストを実施した。 ・ICT活用教育推進事業に係る授業研究会及び公開授業、講演会等を開催した。(36回) <p>＜関連する数値目標＞</p> <p>家庭でインターネット利用に係るルールを定めている児童・生徒の割合 　策定時(R1):小6:83.2%、中2:70.9%、高2:36.2% 　目標値:向上(R7) 　R5年度:-(未調査)※次回調査の実施時期は未定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で情報教育の核となる人材の育成のため、ICT支援員など外部講師による研修会の実施、児童生徒個々の実態に応じた情報モラルに関する授業の充実、特別支援教育におけるICTを活用した学びの実践事例における実践事例の蓄積を進める。 ・学校や保護者からメディアリテラシー・デジタル・シティズンシップ等の研修希望が増えていることから、要望に継続して対応できる専門人材を育成し、研修希望に柔軟に対応できる体制を整備していく。 ・生徒の情報活用能力の向上のため、外部講師、専門機関または鳥取県ICT活用教育アドバイザー等による講演会等あるいは、教科「情報科」を中心とした情報モラルを含めた情報活用能力の取組を充実させる。 ・ペアレンタルコントロール、フィルタリングの設定等について、引き続き啓発に取り組む。

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

●重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
26	<p>長年にわたり人々の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が依然としてあることから、幅広い年齢層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう、広報誌、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を進めます。併せて、当事者団体をはじめ、自治会、PTAなど各種団体が自ら企画し、実施する男女共同参画に関する学習会等の活動を支援します。</p> <p>また、令和4年に倉吉市で開催される「日本女性会議2022in鳥取くらよし」において、男女共同参画への理解を深めるとともに、鳥取県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を見出し、次代へつながる施策を展開します。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に開催された「日本女性会議2022in鳥取くらよし」のレガシーイベントとして令和5年度に開催した「次世代につなぐ未来づくりフォーラム」では、高校生の発表や県内在住の若者のトークセッションを行うなど、若者世代の参画を少しづつ進めた。 ・男女共同参画センターにおいて様々な普及啓発セミナーを開催し幅広い層に男女共同参画に関する啓発を行った。(参加者数延べ2,079人) ・県内で活動する団体が自ら企画運営する男女共同参画を学習する講座や、自治会・事業所・PTA等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な学びに対して活動支援を行った。(10件) ・県及び市町村における男女共同参画の取組状況についてとりまとめ、公表した。(男女共同参画白書、男女共同参画マップ) <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であると考える割合 策定時:11.7%(R1) 目標値:50% (R7) R5年度:11.7%(R1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての研修実施や団体の取組支援など引き続き行っていく。 ・県民の男女共同参画施策への更なる理解促進のため、政策調査、資料作成、情報公開を継続して行う。

(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
27	<p>子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るとともに、学校現場においても無意識に性別による固定的な価値観を与えることがないよう、教育関係者の男女共同参画の理解を促進します。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発行政担当者会、人権教育主任研究協議会、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等の機会を通じて、男女共同参画の理念や人権教育基本方針(第3次改訂)で示している男女共同参画の視点に立った教育の推進等の周知を行った。 ・教職員のジェンダー意識をチェックする資料を作成し、各学校における教職員研修及び自己研修の促進を図った。 ・小・中・義務教育学校各校において、「技術・家庭(家庭分野)」、「社会(公民的分野)」、「保健体育」、「特別活動」等の教科等において、男女共同参画社会や男女相互の協力についての学習に取り組んだ。 ・県立高校において、男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりや、性別にとらわれない自分の生き方について考える学習を実施した。 <p>＜関連する数値目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校における男女共同参画の理解を促進する教職員研修の実施率 策定時:-(一) 目標値:100% (R7) R5年度:53%(R5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教職員研修を実施するとともに、人権教育主任研究協議会や校長会等の機会を通じて、ジェンダー自己点検表(ジェンダー・チェック表)のより一層の周知及び活用促進を図り、教職員など教育関係者の男女共同参画の理念の浸透と深化を図る。 ・小・中・義務教育学校各校の実態に応じて、「社会」や「特別活動」、「総合的な学習の時間」等を活用したキャリア教育及び人権教育等の充実を図る。 ・県立高校において、引き続き、一人一人を大切にし、ともに助け合って生きていく共生社会の意識の醸成を図る。

(3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
28	家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人一人が相手の立場を理解し助け合って暮らしていくよう、学習機会の提供等に取り組みます。	A	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターにおいて、様々な普及啓発セミナーを開催し幅広い層に男女共同参画に関する啓発を行った。(参加者数 2,079人) 県内で活動する団体が自ら企画運営する講座や、自治会・事業所・PTA等が行う自主的な学びに対して活動支援を行った。(10件) 県・教育委員会、市町村等で連携して自治会や学校等へ働きかけ、男女共同参画に関する出前講座を行なった。(52回) 各機関が実施する男女共同参画に関する講座を、とつとり県民カレッジ連携講座として登録し、情報誌やホームページで広報して受講促進を図った。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数 策定時: 1,482人(R1) 目標値: 2,000人 (R7) R5年度: 2,079人 (R4) 	<ul style="list-style-type: none"> 受講者が固定化しないよう県立生涯学習センターと連携しながら、SNSの利用等による告知、アーカイブ配信による受講機会の提供、講座のファシリテーターとして大学生を巻き込むなどして、幅広い層に学習機会の提供を図っていく。 多くの県民が興味・関心を示す講師の選定をするとともに、オンライン、サテライト会場の設置など受講しやすい体制を整える。

(4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

No	取組の方向性	R4評価	R4年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
29	広報・啓発活動や学習機会の提供、職場環境の整備などを通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域での男性の参画の必要性や意義について理解を促し、参画を促進します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 島根県と連携し、働く場や社会全体の機運醸成のための広域広報(ミニ番組、CM等)を実施した。 企業経営者に対する男性の育児休業取得促進のためのセミナーを開催した。 家事・介護・子育て・仕事のワークライフバランスを図り、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児や介護への促進につなげるためのセミナーを開催した。(3回) 男性の家事参画促進、機運醸成を図ることを目的に県内企業等が行う社内研修に講師を派遣した。(5回) 育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業主へ奨励金を支給し、育児や介護への男性の積極的な参画及び休暇を取得やすい職場環境の整備を促進した。(育児参加休暇5件、介護休暇4件、不妊治療休暇2件、子の看護休暇3件) 男性従業員が育児休業を取得する際に代替人員確保、同僚への応援手当を支給した事業主に対して奨励金を新設し、子育てしやすい職場環境の整備を図った。 <p><関連する数値目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得率(民間企業) 策定時: 5.6% (H29) 目標値: 85% (R7) R5年度: 13.4% (R3) 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 策定時: 76分/日 (H28) 目標値: 100分/日(R7) R5年度: 117分/日(R3) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、島根県と連携した普及啓発キャンペーンの実施、地元テレビ局と連携した情報発信を行い、社会意識を醸成する。 男性の育児休業の取得促進を図るために継続した企業トップへの働きかけや人事担当者向けの実務研修の開催し、男性従業員の育児参加を促進する。 商工会議所等の青年部に働きかけ、企業に対して奨励金の周知を図る。 奨励金の活用を促進するため、奨励金の要領を改正し、育児休業取得期間中の支援を行う。

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

No	取組の方向性	R5評価	R5年度の実施状況	左の実施状況を踏まえた課題 次年度以降の取組
30	県内在住の外国人及び世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。 また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。	B	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校に25名の外国人指導助手(ALT)を配置し、外国語指導のみならず、国際理解教育にも貢献している。 高校生海外留学支援事業を実施し、長期留学する4名の生徒に補助金を交付し、語学力を向上させたり、国際的な視野を涵養したりする機会を創出した。 スタンフォード大学との連携事業に定員を上回る30名の受講生が参加し、英語での講義やディスカッションをとおして、グローバルな視点から社会課題等について学んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語教育の充実のため、県立高校に語学指導を行うALTを配置する。 海外留学への気運の醸成を図るために、より多くの生徒に、海外体験を通じて、幅広い国際感覚を身につけることができる機会を提供する。 グローバル化に対応できるよう、海外高等教育機関との連携を通じて、世界を視野に入れて活躍する高い意欲と志をもった人材の育成を図る。

鳥取県男女共同参画意識調査（最終案）

調査のお願い

県民の皆さんには、日ごろから県政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

鳥取県では、人が年齢・性別にかかわりなく個性と能力が十分に発揮でき、心豊かにいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでいます。

この調査は、皆さんに男女共同参画に関するお考えやご意見をお伺いし、これから県の施策を検討するための資料とするため、県内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に選ばせていただいた男女約2,250の方々を対象に実施するものです。

つきましては、お忙しいところ、大変お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- お答えいただいた内容は、行政上の基礎資料として活用することを目的としておりますので、他の目的に利用することはございません。
- この調査では、あなたのお名前やご住所をお答えいただく必要はございません。
- 調査の結果は、統計的に処理し公表いたしますが、本調査の目的以外に利用することはございません。

令和6年6月 鳥取県

ご記入にあたってのお願い

- ご記入は、封筒のあて名のご本人にお願いします。なお、お名前を記入していただく必要はありません。
- 答えにくい質問もあるかと思いますが、答えられる範囲で結構です。
- この調査票は、原則、令和6年7月1日現在で記入してください。
- 回答は、最初の質問から順番に、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えにあてはまる、または最も近い番号に○印をつけてください。
また、「その他」にあてはまる場合には、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
- ご記入後は、この調査票を同封の返信用封筒（切手不要）にいれ、7月12日までに、投函してください。
- 記入上の不明な点や調査に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。

鳥取県 地域社会振興部 人権尊重社会推進局 女性応援課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

TEL：0857-26-7077 FAX：0857-26-8196

Eメール：jyosei-ouen@pref.tottori.lg.jp

★パソコンやスマートフォンからのご回答も可能です。

＜パソコンからのご回答＞

「とっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）」
から「男女共同参画意識調査」と検索してください。

＜スマートフォンからのご回答＞

右の二次元バーコードより回答してください ⇒ ⇒ ⇒



はじめに

調査を統計的に分析するために、あなた自身のことについておたずねします。あてはまるものに○をつけてください。

① あなたの性別は。

(ご自身が認識する性でお答えください。)

1	男性	2	女性
3	1、2にあてはまらない		

② あなたの年齢は満でおいくつですか。

1	18～19歳	2	20～29歳	3	30～39歳
4	40～49歳	5	50～59歳	6	60～69歳
7	70～79歳	8	80歳以上		

③ あなたの職業はどれにあたりますか。

1	勤め人(正規社員・職員)	2	勤め人(臨時・パート・アルバイトなど非正規社員・職員)
3	農林漁業	4	自営業・自由業・家業(農林漁業を除く)
5	家事専業	6	その他()
7	学生	8	無職

④ あなたは、結婚 (事実婚やとっとり安心ファミリーシップ制度により届出をしたものを含む) されていますか。

1	未婚である	2	結婚している	3	結婚していたが離別・死別した
1	している	2	していない	3	していたが離別・死別した

1と回答されたかたは⑤へ

⑤ あなたの配偶者 (パートナー) の職業はどれにあたりますか。

1	勤め人(正規社員・職員)	2	勤め人(臨時・パート・アルバイトなど非正規社員・職員)
3	農林漁業	4	自営業・自由業・家業(農林漁業を除く)
5	家事専業	6	その他()
7	学生	8	無職

⑥ あなたの世帯は、次のどれにあてはまりますか。

1	単身世帯(ひとり暮らし、単身赴任)	2	一世代世帯(夫婦のみ)
3	二世代世帯(親と子)	4	三世代世帯(親と子と孫)
5	その他の世帯		

⑦ あなたのお住まいの地域はどちらですか。

1	東部地域	[鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町]
2	中部地域	[倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町]
3	西部地域	[米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町]

男女平等に関する意識

問1 次にあげる分野で男女は平等になっていると思いますか。（それぞれ1つずつに○）

	優遇されている 非常に 男性のほう が	どちらかといえ ば 優遇されている 男性のほう が	平等である	優遇されている どちらかといえ ば 女性のほう が	優遇されている 非常に 女性のほう が
① 学校教育の場 ※児童・生徒に関して	1	2	3	4	5
② 職場	1	2	3	4	5
③ 家庭生活	1	2	3	4	5
④ 自治会やPTAなどの地域活動の場	1	2	3	4	5
⑤ 政治や行政の施策・方針決定の場	1	2	3	4	5
⑥ 法律や制度	1	2	3	4	5
⑦ 社会通念・習慣やしきたりなど	1	2	3	4	5

家庭生活等に関する意識・考え方

問2 配偶者（パートナー）がいるかたにおたずねします。次にあげる家庭の仕事は、主にどなたが担当されていますか。（それぞれ1つずつに○）【いない方は問3へお進みください】

	ほとんど自分	自分 どちらかといえ ば	同じ程度分担 配偶者（パートナー）	どちらかといえ ば 配偶者（パートナー）	トナー	ほとんど配偶者（パ ー	他の家族 親や子どもなど	該当する世話や 活動がない
① 家事(炊事、洗濯、掃除など)	1	2	3	4	5	6	7	
② 子育て(子どもの世話、しつけなど)	1	2	3	4	5	6	7	
③ 介護(介護の必要な親の世話・病 人の世話)	1	2	3	4	5	6	7	
④ 地域活動(自治会、町内会、PTA 活動など)	1	2	3	4	5	6	7	

問2でひとつでも1か2を選んだかたは問2-1へ
その他のかたは問2-2へ

問2－1 この分担はどのように決まりましたか。最も近いものを選んでください。

(1つだけに○)

	自分から 自分で したい (でき る) から	いから 家族が しない (でき ない) から	家族 との 話し 合いで	家族 が 望んだ から	自分が やる のが 当然 と思 わ れ て い る から	家 族 に 時 間 が な い か	その 他
① 家事(炊事、洗濯、掃除など)	1	2	3	4	5	6	7
② 子育て(子どもの世話、しつけなど)	1	2	3	4	5	6	7
③ 介護(介護の必要な親の世話・病人の世話)	1	2	3	4	5	6	7
④ 地域活動(自治会、町内会、PTA活動など)	1	2	3	4	5	6	7

↓
その他 (具体的に :)

問2－2 現在の分担を全体的にみて、あなたはどう感じていますか。 (1つだけに○)

1	満足	4	不満
2	どちらかといえば満足	5	どちらともいえない
3	どちらかといえば不満		

問3 男性が女性とともに家事、子育て、介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

1	男性が家事・育児・介護などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
2	男性が家事・育児・介護などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
3	夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる
4	年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する
5	社会の中で、男性による家事・育児・介護などについても、その評価を高める
6	男性による家事・育児・介護などについて、職場における上司や周囲の理解を進める
7	労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする
8	男性に対し家事・育児・介護などについての啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行う
9	男性が家事・育児・介護などに取り組むための、仲間づくりやネットワークづくりを進める
10	その他(具体的に :)
11	特に必要なことはない

問4 あなたが子育てをする（している）場合、保育サービスを含む子育て支援に、どのようなことを希望しますか。（あてはまるものすべてに○）

1	子どもが急に病気になったときの「病児保育」や「病後児保育」
2	残業など急な予定変更があったときの「延長保育」や「休日保育」
3	多様な仕事（業種）にあわせた「一時預かり」や「夜間保育」
4	多様な仕事（業種）にあわせた夜間、休日の預かり（就学児）
5	親が用事をします間の、短時間の預かり
6	子どもを遊ばせる場や機会の充実
7	親のリフレッシュの場や機会の提供
8	親の不安や悩みを相談する場
9	父親の子育て参加に関する意識啓発
10	子育ての仲間づくりやネットワークづくりの支援
11	子育てに関する幅広い情報の提供
12	子育てに関する講座・研修
13	その他（具体的に：）

問5 あなたが家族の介護をする（している）場合、どのような支援を希望しますか。

（あてはまるものすべてに○）

1	在宅での介護サービス
2	施設での介護サービス
3	介護サービスや介護サービスを提供する事業所、福祉用具に関する幅広い情報の提供
4	介護サービスを選択するための助言・アドバイス
5	介護方法に関する講座・研修
6	介護を行う者のリフレッシュの場や機会の提供
7	介護を行う者の不安や悩みを相談する場や仲間づくりやネットワークづくりの支援
8	介護をしながらでも仕事が続けられるような短時間勤務などの労働環境の整備
9	育児介護休業法に定める介護休業（93日以内等）の拡充
10	介護に専念できるよう離職しても復職できる再雇用制度の整備
11	その他（具体的に：）

男女の就労について

問6 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどう思いますか。
(1つだけに○)

1	賛成	2	どちらかといえば賛成
3	どちらかといえば反対	4	反対

問7 女性の働き方について、あなたはどう思いますか。（1つだけに○）

1	結婚や出産にかかわらず、仕事を続けるのがよい
2	子育ての時期だけ一時的に仕事を辞め、その後は仕事を続けるのがよい
3	結婚するまでは仕事をもち、結婚後は家事などに専念するのがよい
4	子どもができるまでは仕事をもち、子どもができたら育児などに専念するのがよい
5	仕事をもたないのがよい
6	その他(具体的に:)

問8 女性が結婚・出産、育児や介護によって退職をせずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべて○）

1	(育児休業等の取得を含む)パートナーの理解や家事・育児などへの参加
2	パートナー以外の家族の理解や家事・育児などへの参加
3	保育施設など子育て支援サービスの充実
4	福祉施設など介護サービスの充実
5	短時間正社員制度、フレックスタイム制度の導入
6	テレワーク制度などの導入
7	企業経営者や職場の理解
8	育児・介護休業などの休暇制度の充実
9	キャリアアップに向けた研修など職場における教育機会の充実

【現在、**職業をお持ちでないかた**におたずねします】

問9 あなたが職業をお持ちでないのは、どのような理由からですか。

（あてはまるものすべてに○）

1	経済的に働く必要がない	7	希望どおりの仕事が得られないから
2	自分のやりたいことをしたいから	8	家族が望まないから
3	家事の負担が大きいから	9	家族の介護や世話をするため
4	育児に専念したいから	10	在学(資格取得の勉強)中だから
5	健康や体力に自信がないから	11	高齢(定年退職した後)だから
6	病気や障がいなどにより働けないから	12	その他()

男女共同参画社会について

問10 政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由はなんだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

①政治や行政

1	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため
2	男性優位の組織運営のため
3	家族の支援・協力が得られないため
4	女性の能力開発の機会が不十分であるため
5	家事、子育て、介護の負担が大きいため
6	女性の活動を支援するネットワーク等の組織の不足
7	女性の積極的に参画する意欲が不十分であるため
8	その他(具体的に:)

②自治会や町内会

1	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため
2	男性優位の組織運営のため
3	家族の支援・協力が得られないため
4	女性の能力開発の機会が不十分であるため
5	家事、子育て、介護の負担が大きいため
6	女性の活動を支援するネットワーク等の組織の不足
7	女性の積極的に参画する意欲が不十分であるため
8	その他(具体的に:)

問11 政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性が参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

①政治や行政

1	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める
2	男性優位の組織運営を改める
3	家族の支援・協力が得られるようにする
4	女性の能力を向上させる機会を増やす
5	家族が家事・育児等を分担し、女性に分担が偏らないようにする
6	女性の活動を支援するネットワークをつくる
7	女性の参画意欲を高める
8	男女が交代でリーダーを務めたり、男女比の設定をするような制度に改める
9	女性の方針決定の場への参画の実態調査や情報収集、提供など「見える化」を推進する
10	活動に参画しやすい両立支援体制(託児サービスの完備など)を充実する
11	その他(具体的に:)

②自治会や町内会

1	家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める
2	男性優位の組織運営を改める
3	家族の支援・協力が得られるようにする
4	女性の能力を向上させる機会を増やす
5	家族が家事・育児等を分担し、女性に分担が偏らないようにする
6	女性の活動を支援するネットワークをつくる
7	女性の参画意欲を高める
8	男女が交代でリーダーを務めたり、男女比の設定をするような制度に改める
9	女性の方針決定の場への参画の実態調査や情報収集、提供など「見える化」を推進する
10	活動に参画しやすい両立支援体制(託児サービスの完備など)を充実する
11	その他(具体的に:)

問12 男女共同参画についてあなたが日頃感じていることや、鳥取県の男女共同参画の推進に関する取組についての御意見などがあれば、自由にお書きください。また、記述内容にあてはまる、キーワード（分野）があれば、次の中から選んでください。

キーワード（分野）（○で囲む）

〔家庭・地域社会・働く場・教育・政治参画・子育て・介護・その他（ ）〕

暴力について

問13 配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力等を受ける「ドメスティック・バイオレンス（DV）」に関して、あなたは暴力の被害を受けたことがありますか。

1	この1年の間に、被害を受けた	→ 問13-1へ
2	この2~5年の間に、被害を受けたことがある	
3	この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある	→ 問14へ
4	経験したことない	

問13-1 その時あなたは、だれかに相談しましたか。 (あてはまるものすべてに○)

1	女性相談の窓口(福祉相談センター、中・西部総合事務所県民福祉局)や男女共同参画センターに相談した
2	人権相談の窓口(人権・同和対策課、中・西部総合事務所県民福祉局、法務局、人権擁護委員)に相談した
3	警察に連絡・相談した
4	市町村の相談窓口に相談した
5	1~4以外の公的な機関に相談した(具体的に:)
6	民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、民間シェルターなど)に相談した
7	医療関係者(医師、看護師など)に相談した
8	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した
9	家族や親戚に相談した
10	友人・知人に相談した
11	その他(具体的に:)
12	どこ(だれ)にも相談しなかった → 問13-2へ

問13-2 どこ(だれ)にも相談しなかったのは、なぜですか。

(あてはまるものすべてに○)

1	どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
2	世間体が悪く、恥ずかしくてだれにも言えなかつたから
3	相談してもむだだと思ったから
4	相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
5	「誰にも言うな」とおどされたから
6	相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
7	自分ががまんさえすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
8	他人を巻き込みたくないから
9	他人に知られると、これまで通りのつき合いができなくなると思ったから
10	そのことについて思い出したくなかったから
11	自分にも悪いところがあると思ったから
12	相手の行為は愛情の表現だと思ったから
13	相談するほどのことではないと思ったから
14	その他(具体的に:)

問 14 あなたはこれまでに、性暴力（同意のない・対等でない・強要された性的行為）を受けたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1	言葉による性暴力にあった	→	問 15 へ
2	視覚による性暴力にあった（注1）		
3	身体的接触をともなう性暴力にあった		
4	性交を伴う性暴力にあった		
5	情報ツールを用いた性暴力にあった（注2）		
6	被害にあったことはない		

（注1） 視覚による性暴力

… 相手の裸や性器を見せられた 等

（注2） 情報ツールを用いた性暴力

… インターネット・携帯電話・スマホなどで性的に嫌な経験をした、
見たくない画像や動画を見させられた、下着や裸を撮影された、
下着姿や裸の写真を送るよう強要された、
なりすました相手から性的な嫌がらせを受けた 等

問 15 あなたはその被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。

（あてはまるものすべてに○）

1	「性暴力被害者支援センターとつと（クローバーとつと）」の専門相談窓口（いわゆるワンストップ支援センター）に相談した
2	警察に連絡・相談した
3	警察以外の公的な機関に相談した
4	民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセラー、民間シェルターなど）に相談した
5	医療関係者（医師、看護師など）に相談した
6	学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
7	家族や親戚に相談した
8	友人・知人に相談した
9	その他（具体的に ）
10	どこ（だれ）にも相談しなかった

問 16 ドメスティックバイオレンス (DV) 、性暴力等をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまるものすべてに○)

1	家庭で親や家族が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
2	学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う
3	地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
4	メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
5	被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
6	被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者などに対し、研修や啓発を行う
7	暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
8	命の尊さや思いやりについての教育、学習機会を充実する
9	コミュニケーション能力を向上するための教育を行う
10	加害者への罰則を強化する
11	暴力を助長するおそれのある情報(雑誌、コンピューターソフトなど)を取り締まる
12	その他(具体的に:)

長時間、調査にご協力いただきありがとうございました。

記入漏れがないか、もう一度お確かめの上、同封の返信用封筒（切手不要）で、
令和6年7月12日までに、ご返送ください。